

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和35年第145号				
手続名	薬局等の法令遵守体制の改善命令	根拠条項	第72条の2の2				
処分基準	<p>薬局開設者、医薬品の販売業者、第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者又は再生医療等製品の販売業者に対して、その者の第9条の2（第40条第1項及び第2項並びに第40条の7第1項において準用する場合を含む。）第18条の2、第23条の2の15の2（第40条の3において準用する場合を含む。）第23条の35の2、第29条の3、第31条の5又は第36条の2の2の規定による措置が不十分であると認める場合においては、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	目次	31